

行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第四十四号

行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例

行政財産の使用料に関する条例（昭和三十九年広島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二（上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件を地下埋設して使用する場合）の表を次のように改める。

（上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件を地下埋設して使用する場合）

地下埋設物の規格 による区分	単 位	土地の種類別使用料年額		
		宅 地	田及び畑	そ の 他
外径が〇・〇七メートル未満	一メートル	四〇円	二〇円	一〇円
外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満	一メートル	五〇円	三〇円	二〇円
外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満	一メートル	七〇円	四〇円	二〇円
外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満	一メートル	九〇円	五〇円	三〇円
外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満	一メートル	一二〇円	六〇円	三〇円
外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満	一メートル	一六〇円	八〇円	四〇円
外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満	一メートル	二八〇円	一四〇円	七〇円
外径が〇・七メートル以上一メートル未満	一メートル	四〇〇円	二〇〇円	一〇〇円
外径が一メートル	一メートル	七八〇円	三九〇円	二〇〇円

以上

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。